

「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」の概要 (平成21年京都府条例第11号)

1 条例制定の目的

自動車は、移動の手段として私たちの生活に不可欠であるが、一方で環境に様々な負荷を与えている。この環境への負荷を軽減し、大気や騒音など生活環境の改善、CO₂排出量の削減による地球温暖化防止、自動車が使用するエネルギーの多様化などを推進するためには、電気自動車等の本格的な普及が必要である。

このため、京都府における電気自動車等の早期の本格的普及を図ることとし、府、府民、事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、電気自動車等の普及の促進等に関する施策及び取組を計画的に推進する。

2 各主体の責務等

京都府

- ・電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「電気自動車等普及促進計画」を定める。
- ・電気自動車等の充電設備等の整備、公用車への率先的な導入、普及啓発等普及の促進に努める。
- ・必要な施策の実施に当たっては、府民及び事業者と協働する。

府民

- ・自動車を購入するに当たり、電気自動車等の購入に努めるとともに、府が実施する施策への協力に努める。

事業者

- ・電気自動車等の計画的な購入や電気自動車等の充電のための設備の整備に努める。
- ・電気自動車等の普及の取組を進めるとともに、府が実施する施策への協力に努める。

3 自動車税及び自動車取得税の軽減

自動車税

新規に取得した電気自動車等について、自動車税を2年間軽減する。(軽自動車を除く。)

自動車取得税

新規に取得した電気自動車等について、自動車取得税を軽減する。

4 その他の普及施策

- より一層の電気自動車等の普及のために、産学公連携による電気自動車等関連技術開発の促進などを図る。
- 電気自動車等の普及の促進に向けて、財政上の措置に努める。

5 市町村との連携

- 府は、市町村と連携を図って施策を実施していく。